

令和7年第3回知内町議会定例会（2日目）

- ◎ 招集年月日 令和7年9月26日（金）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和7年9月26日（金） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和7年9月26日（金） 午後10時20分

◎ 出席議員

1番	松井盛泰	6番	山田顕人
2番	花井泰子	7番	一之谷 駿
3番	笠松悦子	8番	野口久美子
4番	五十嵐捷爾	9番	木村 一
5番	吉田峰一	10番	谷口康之

- ◎ 会議録署名議員 1番 松井盛泰 7番 一之谷 駿

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	西山和夫
統 括 監	三原知明
総 務 課 長	森永 茂
生活福祉課長	笠松さおり
保健センター長	(笠松さおり)
地域包括支援センター長	(笠松さおり)
税務会計課長	歸山 淳一
農業水産振興課長	南 一 貴
商工林業振興課長	南 和 敏
政策調整課長	大谷晃介
建設水道課長	澤田浩一
教 育 長	堂下則昭
学校教育課長	長谷川将之
社会教育課長	佐藤辰治
スポーツセンター長	(佐藤辰治)
知内高等学校事務長	高田正志
学校給食センター長	(長谷川将之)
代表監査委員	木村和義

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	上野真吾
議 事 係	舘岡玄武

令和7年第3回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和7年9月26日(金) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 1 番、松井盛泰君、7 番、一之谷駿君
第 2	議案第 6 号	知内町の休日定める条例等の一部改正について
第 3	議案第 7 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第 4	議案第 8 号	知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について
第 5	議案第 9 号	青少年交流センター涌元棟管理備品購入について
第 6	議案第 10 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第 7	議案第 11 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第 8	議案第 12 号	北海道市町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について
第 9	報告第 1 号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第 10	報告第 2 号	株式会社スリーエスの業務報告について
第 11	報告第 3 号	令和6年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について
第 12	認定第 1 号	令和6年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
第 13	認定第 2 号	令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 14	認定第 3 号	令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 15	認定第 4 号	令和6年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 16	認定第 5 号	令和6年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
第 17	認定第 6 号	令和6年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
		認定第1号から認定第6号までの6議案 一括決算審査特別委員会(付託質疑)

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (谷口康之)

皆さんおはようございます。

第3回知内町議会定例会の2日目にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日もよろしくお願ひ致します。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和7年第3回知内町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（谷口康之）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、松井盛泰君及び7番、一之谷駿君を指名します。

◎ 議長（谷口康之）

本日の議事に入る前に昨日の資料請求の要求がありました。執行部より皆様に配布されておりますので、確認して頂きたいと思います。

これより担当課より説明がありますので、農林水産振興課長。

◎ 農林水産振興課長（南 一貴）

昨日のですね、一般会計の補正予算の議事の中で質問頂きました畑地化促進事業にかかる土地改良区決算金等支援の該当圃場の位置を教えてくださいという事の照会がございました。今回の補正の内容について私の方で説明も不足した内容がありましたので、補足として改めて説明させていただきます。

今回ですね、令和7年度の補正予算の内容についてはこの畑地化等の決済補助金、通常であれば地区除外決済金を畑地化協力金という2つの項目の国の補助金制度ございまして、令和7年度においては畑地化協力金のみの対象ということで、令和7年度は地区除外決済金はございません。それでですね、今回配布しましたこの図面の方ご覧頂きたいと思います。畑地化等の事業補助金におかれましては、令和4年度から国の制度で実施されております。その中でこれまで令和5年度、令和6年度においてなんですけど、畑地化の申請に基づいて土地改良区の区域から除外となっている面積につきましては、こちらの図面の右下に書いてありますとおり令和5年度、6年度合せて6.5ヘクタール程となっております。通常、改良区さんにも聞いてみたんですけど、この除外の対象とできる圃場というのは、農道或いは農業用水、或いは排水路のですね、えきを受けない圃場が対象となっております。

それに基づいてこれまでの地区除外となっている位置についての表示は、黄色く塗りつぶしている圃場となっておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

1番、松井盛泰君。

◎ 1番（松井盛泰）

今、図面をもらったんですが、この制度が始まって今年で5年目かな、その中でこれだけより無いってこと。黄色く塗っている部分しかないということ。

◎ 議長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎ 農林水産振興課長（南 一貴）

これまで土地改良区の地区除外となっている対象圃場は、これまでの実績としましてはこの黄色く塗りつぶしている所だけです。畑地化に取り組んでいる圃場についてはこれまでの累計でおよそ270ヘクタール程ありますが、その内土地改良区の地区から除外となっている圃場が6.5ヘクタール程となっております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井盛泰君。

◎ 1 番（松井盛泰）

ちょっと確認するけども、勘違いしている部分があるのかなというふうに、この除外の対象というのはあくまでも土地改良区の施設管理に関するこれに要する経費の施設耐用年数に併せてというふうにちょっとここに書いているんだけども、施設に対しての除外という意味で書いてある。水田ではない。これだけきちんと教えて頂ければと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎ 農林水産振興課長（南 一貴）

すいません、質問の確認ですが、水田ではないといえますか、生産者の水田です。ですから農業用施設にかかる圃場については地区除外は基本的には出来ませんと聞いております。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井盛泰君。

◎ 1 番（松井盛泰）

生産者の施設でなく、水田だということでも今までで6.5丁より無いんだよ。あとは全部これ見ただけで土地改良区の施設を利用したり、使用料で払っている部分だけ賦課金のかかっていない所なんだよ。それを全部対象にしているってこと。何故土地改良区の組合員の賦課金の払っている所が対象外になるの。対象にしていないのか、その辺をもし分かったら。

◎ 議 長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎ 農林水産振興課長（南 一貴）

先ず、地区除外の対象として取扱える圃場につきましては、農家の方から申請を頂いてその圃場において土地改良区さんの方で内部で協議するんですが、その際にその圃場に付随する、例えば農道或いは用水、排水路がですね、その圃場に隣接していない圃場においては、地区から除外できますよという事で、取扱うということが出来るということで聞いております。

ちょっと答えにはなっていないかもしれないですけど。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井盛泰君。

◎ 1 番（松井盛泰）

最後にします。農家に直接生産者の補助が対象にならなかつたら、何の意味も無いんだよ。賦課金の対象外の人その補助を決済金で処理をしていくという事は、何の意味がある。農家の負担軽減を図るということは、改良区に水田もうやらない、水も実際使っていない、全部畑にしまっている。農家の人もう水田やれない、改良区も関係なくなってくる。改良区か

ら脱退したい時に昭和25年の土地改良法制定の時には、脱退の時には賦課金の10年分を一括で納めなかったら、改良区の脱退を認めないわけだ。

この法律まだいきている。その為に決済金だというふうに解釈してただけれども、実際課長の説明ではそうではないんだと。

昨日そして早速改良区から説明に来たの。だけど俺は議会終わるまで待ってれと。直ぐ改良区から説明に来るか、本来あり得ない。

説明いらなくても、後で直接改良区に聞いた方が早いと思って、改良区に行って直接聞くから、説明あといいです。

◎ 農林水産振興課長（南 一貴）

すみません、私その詳細まで、改良区の中身まで把握はしておりません。申し訳ございません。

● 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第2、議案第6号、『職員の育児休業等に関する条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案76ページをお開き願います

議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

説明資料で説明しますので、総務課の6ページをお開き願います。

今回の改正の理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度が拡充されることとなったことから、関係する条例の一部改正するものです。

2の改正の概要の主なものとして、(6)と(7)の②は部分休業について現行の1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる部分休業を第1号部分休業とし、新たに1年につき条例で定める時間として、77時間30分、10日相当以内の範囲内で勤務しないことができる第2号部分休業を新設。(7)の③では部分休業の申出内容を変更できる特別の事情等に関する規定を追加するものです。

3の施行期日です。令和7年10月1日から施行する。

経過措置として、令和7年度における第2号部分休業の請求可能期間は、平年の半分である5日相当とする。以上で説明を終わります。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番、野口君。

◎ 8 番 (野口久美子)

8番、野口です。男性の育児休業は、どの程度取れているのでしょうか。

◎ 議 長 (谷口康之)

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

ご説明します。男性の育児休業につきましては、実際実績として昨年度1名の方、大体1カ月間弱取っております。やはりですね、育児休業の期間無給になるものですから、職員としては有休を有効に使いながら不足する部分で育児休業を取るといったような使い方になっている部分が多いと思います。説明は以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

8番、野口君。

◎ 8 番 (野口久美子)

今は共に育てる時代なので、やっぱりちゃんとしたもので育児休業と取りやすい雰囲気とか、そういうふうにしていかないと魅力ある役場の職員って募集かけても何となくあれなので、ちゃんとそこら辺はきちんとして募集かけて、ちゃんときょういうふうにとれますよということをやった方がいいんじゃないですかね。

◎ 議 長 (谷口康之)

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

ご説明します。公務員の育児休業の関係は、地方公務員であればこういう法律に基づいて一律で取れるという形になっていますので、逆に言うと民間の企業よりはこういう制度が何処の役場でも取れるという事は、改正していく段階で周知しやすい内容になっていると思います。なかなかですね、やっぱり育児休業を取るという部分で課題となってくるのが、無給だったりですね、後はですね、長く取ってしまうと職場の復帰というところでいろいろと課題があるということで逆にですね、今、この部分休業ということで1日の内2時間、例えば朝1時間、午後1時間取るとか、そういうのがこういう制度で逆に言うと育児休業の中の部分休業という制度の取りやすいようにという改正の内容となっております。説明は以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

8番、野口君。

◎ 8 番 (野口久美子)

人員が足りないとか、やっぱりそういう面があると思うので、そういうのもっとちゃんとやって魅力ある役場の職員として来てもらうように、ちゃんと確立してそういう雰囲気とかも大事なので忙しいのは分かるのですが、やっぱりそういうのも打ち出していくような、そういう役場のあれにしてほしいなと思うんですけど、よろしくお願いします。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと質疑ございませんか

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 知内町の休日を守る条例等の一部改正について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第3、議案第7号、『知内町の休日を守る条例等の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

議案81ページをお開き願います。議案第7号、知内町の休日を守る条例等の一部改正について。

知内町の休日を守る条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

説明資料で説明しますので、総務課の5ページをお開き願います。

今回の改正の理由ですが、本町の年末年始の休日について、北海道や近隣市町に準じた期間に改正することにより、行政事務の効率化などを図るものです。尚、知内町と近隣市町の年末年始の状況については、表に記載のとおりです。

併せて職員の年次有給休暇の期間について、現行の暦年管理（1月～12月）から新たに年度管理（4月～3月）へ変更するものです。

改正の概要です。（1）の知内町の休日を守る条例、第1条第1項第3号と（3）の知内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第12条では、年末年始の休日を「12月31日から翌年の1月5日」を「12月29日から翌年の1月3日」に改めるものです。

（2）の知内町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、第9条では先程の説明と同様に年末年始の休日について、改めるとともに第12条第1項及び第2項では年次有給休暇の期間を現行の暦年管理から新たに年度管理に改め、第19条の2、第19条の3及び第19条の4に地方公務員育児休業法一部改正法の公布に伴い、育児に係る両立支援制度を利用しやすくするための勤務環境の整備に関する規定を追加するものです。具体的には妊娠出産等についての申し出をした職員等に対する意向確認等を行うものです。

3の施工期日です。この条例は令和7年10月1日から施行する。ただし、職員の年次有給休暇の暦年から年度への変更は、令和8年4月1日から育児に係る両立支援制度に関する規定は、公布の日から施行する。

4の経過措置です。職員の年次有給休暇について、改正初年度である令和8年4月1日に5日間を追加する。

5の住民サービスについてです。住民への周知は、広報しりうち及び防災しりうちで複数回お知らせします。また、年末年始休日が長期になる場合は、開庁日に来庁して頂くよう予

めお知らせしたいと思います。以上で説明を終わります。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第8号 知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第4、議案第8号、『知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会社会教育課長。

◎ 社会教育課長（佐藤辰治）

85ページをお開き下さい。議案第8号、知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について。地方自治法第244条の第2第6項及び知内町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記1、公の施設の名称は知内町青少年交流センターです。2、指定管理者の名称は、株式会社スリーエスです。3、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までになります。

詳細につきましては、教育委員会資料25ページに資料を添付しておりますので、ご参照願います。説明は以上となります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 8 号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第 9 号 青少年交流センター涌元棟管理備品購入について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第 5、議案第 9 号、『青少年交流センター涌元棟管理備品購入について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

議案 8 6 ページをお開き願います。議案第 9 号、青少年交流センター涌元棟管理備品購入について。

次のとおり青少年交流センター涌元棟管理備品を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記 1、品名、青少年交流センター涌元棟管理備品購入。2、購入価格、税込みです。2, 090 万円。3、購入先、札幌市北区新琴似 7 条 1 丁目 2 番 3 9 号、ニトリ札幌本社 5F、株式会社ニトリ、代表取締役、似鳥昭雄。4、納期、契約の日から令和 8 年 2 月 2 0 日まで。

詳細につきましては、説明資料で説明したいと思しますので教育委員会の 2 6 ページをお開き願います。

事業名、青少年交流センター涌元棟管理備品購入。事業概要は別紙のとおりとして次のページに備品購入概要を載せておりますので、後程ご参照願います。入札日は令和 7 年 9 月 1 2 日。仮契約金額、契約の相手方、入札参加業者については記載のとおりです。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

6 番、山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

今、涌元棟の方かな、涌元棟の方に備品を購入するということで、きらく棟の方には従来物があるんだろうとは思いますが、そこの使える物は涌元棟に持っていくという考えはなかったのか。それと全協の時に 1 番議員さんから出てたんですけど、きらく棟だとか涌元棟ではなくて何か名称を募集して、もうちょっと格好いい名前にした方が良くないんじゃないかという話になってるんですけども、その辺り見解をお願いします。

◎ 議 長 (谷口康之)

社会教育課長。

◎ 社会教育課長 (佐藤辰治)

ご説明致します。きらく棟の備品につきましては、鍋とか食器、鍋類につきましては使える物については涌元棟に、また不足する物については新たにきらく棟の方で準備するという事で、今後12月定例会になるかと思いますが、そちらに向けて備品の計上をさせて頂きたいかと思っております。

名称の方ですが、こもれば温泉、プールにつきましても通称名ということで公募により町民に馴染みある名前でご付けておりますので、そちらの方も公募させて頂いた中で通称名の方、決めさせて頂きたいかと考えております。説明は以上になります。よろしくお願ひします。

◎ 6 番 (山田 颯人)

分かりました。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第6、議案第10号、『北海道市町村総合事務組合規約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

議案の87ページをお開き願ひします。議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約です。

内容につきましては、令和7年3月31日付で江差町、上ノ国町学校給食組合が解散。北海道市町村総合事務組合を脱退することに伴ひ、組合を構成する団体から江差町・上ノ国町学校給食組合を削るものです。

説明資料総務課7ページに新旧対照表を載せておりますので、後程ご参照願ひします。

附則と致しまして、この規約は地方地自法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により北海道知事の許可の日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくお願

いします。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第7、議案第11号、『北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案の88ページをお開き願います。議案第11号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のように変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約です。内容につきましては、議案10号と同様に北海道市町村職員退職手当組合を構成する団体から江差町・上ノ国町学校給食組合を削るものです。

説明資料総務課7ページに新旧対照表を載せておりますので後程ご参照願います。

附則と致しまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

◎ 議長(谷口康之)

次に日程第8、議案第12号、『北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長(森永 茂)

議案の89ページをお開き願います。議案第12号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のように変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約です。内容につきましては、議案第10号、11号と同様に北海道町村議会議員公務災害補償等組合を構成する団体から江差町・上ノ国町学校給食組合を削るものです。

説明資料総務課8ページに新旧対照表を載せておりますので、後程ご参照願います。

附則と致しまして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により総務大臣の許可の日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長(谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議 長（谷口康之）

お諮りします。只今町長から議案第13号、令和7年度知内町一般会計補正予算（第8号）について提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、議案第13号、『令和7年度知内町一般会計補正予算（第8号）について』を議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。

議案第13号、『知内町一般会計補正予算（第8号）について』を追加日程第1として、議題とすることを決定致しました。これより議案を配布致します。

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開致します。

● 議案第13号 令和7年度知内町一般会計補正予算（第8号）について

◎ 議 長（谷口康之）

次に追加日程第1、議案第13号、『令和7年度知内町一般会計補正予算（第8号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案第13号、令和7年度知内町一般会計補正予算（第8号）について。

令和7年度知内町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ614万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,873万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出の方から説明しますので、5ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に614万3千円を追加し、3,641万2千円とするものです。2節償還金利子及び割引料に感染症予防事業費等国庫補助金返還金の追加と12節委託料にコロナウイルスワクチン予防接種料を追加するものです。

コロナウイルスワクチン予防接種料につきましては、昨日議案第12号の令和7年度知内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で生活福祉課長より説明させて頂いておりますので、説明を省略させて頂きます。詳細につきましては説明資料生活福祉課の11ページを後程ご参照願います。

続きまして歳入についてご説明しますので、4ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税に614万3千円を追加し、21億2,790万1千円とするものです。これは只今ご説明しました、歳出に対応して追加補正するものです。以上で説明を終わります。よろしく願います。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第9、報告第1号、『財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について』を議題とします。

報告内容についての説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案96ページをお開き願います。

報告第1号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づき算定したそれぞれの比率について監査委員の審査意見を付して別紙のとおり報告する。

次に97ページです。財政健全化判断比率の内、実質赤字比率と連結実質赤字比率については一般会計、特別会計とも黒字決算となっている為、比率の記載はありません。実質公債比率は8.0%となっており、昨年度の8.3%に比べ0.3%の減となっております。

また将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため比率の記載はありません。

次に資金不足比率ですが、各特別会計とも不足比率はありません。

尚、98ページからは監査委員の審査意見書を添付していますので、ご参照願います。

以上で報告を終わります。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりました。

報告の案件であります。質疑があれば、特に許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第1号は、これで終わります。

● 報告第2号 株式会社スリーエスの業務報告について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第10、報告第2号、『株式会社スリーエスの業務報告について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案100ページをお開き願います。

報告第2号、株式会社スリーエスの業務報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社スリーエスの令和6年度収支決算に関して、別紙のとおり報告する。

次のページ以降に、決算報告書を添付しています。

損益計算書中でご説明しますので、103ページをお開き願います。純売上高につきましては、業務委託売上高が1億2,800万円、商品売上高が2,675万円、宿泊等売上が3,214万円、これに販売手数料を加えた合計で1億8,767万円となっています。一方、売上原価は4,030万円となり、差引の売上総利益は1億4,737万円となっています。更に販売費及び一般管理費は1億4,410万円で、営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差引いた経常利益は379万円となり、昨年度の経常利益622万円に対し黒字幅は減少しています。また、記載はしていませんが、物産館を含めた本部利益が193万円、警備業が282万円の黒字、青少年交流センターが96万円の赤字となっています。

報告は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりました。

報告案件であります。質疑があれば、特に許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第2号は、これで終わります。

● 報告第3号 令和6年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第11、報告第3号、『令和6年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

教育長。

◎ 教育長（堂下則昭）

報告第3号、令和6年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和6年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について、別紙のとおり報告致します。

110ページから、112ページにかけましては、教育委員会議の開催状況について、まとめてございます。令和6年度は、第1回における議案第1号、知内町学校教育・社会教育・社会体育の推進についての審議をはじめ、第2回における報告第1号、公立高等学校配置計画地域別検討会議について。及び第9回における協議第1号、教育支援委員会協議結果について等多くの議件に取り組んで参りました。また知内高等学校の全国からの生徒募集に関する取り組みについても回数を重ねて参りました。

続きまして、113ページから114ページをご覧下さい。

教育委員会が委嘱している委員会、設置した協議会等の活動状況についてまとめてございます。2点について説明申し上げます。

1点目は、114ページ下から2番目、英語教育推進協議会であります。この協議会は、本町の英語教育の充実発展を目指し、小・中・高が協同して研究活動にあっております。認定こども園での英語活動や小学校での英語専科教員による教科担任制、中学校の英語教員による小学生の体験授業、認定こども園から高等学校までのCan-doリストを作成・活用しながら様々な取組みを行っております。

2点目は、114ページ下にあります、特別支援教育協議会であります。

この協議会は特別支援教育に関する交流や研修を通して、児童・生徒の状況把握や各検査方法、講演会や支援対象児童生徒の合同学習等を実施し、必要な支援の効果的な活用に対する様々な取組みを行っております。

続きまして115ページから117ページにかけましては、学校教育・社会教育・社会体育の推進ポイントをまとめたリーフレットでございます。

昨年度の執行方針の柱であります、確か学力と自立を育む教育の推進と幸せを実感出来る生涯学習環境の推進を受けて、それぞれキャッチフレーズを掲げて各施策に取り組んで参りました。

118ページには、重点推進事業の評価を総括として3つの領域にわたる51の基本施策について評価を一欄表にしてございます。その内何点かのみ説明申し上げます。それぞれの評価シートの上部の番号をご注目下さい。

まず学校教育につきまして、119ページ上段、シート番号1番、基本施策、学校、園の特色ある教育活動を基にした連続性、共通性のある開かれた教育課程の編成と実施につきましては、認定こども園と小学校の円滑な接続が行われるとともに、園と小・中・高の連続性のある英語教育が実践されておりますことから、総合評価をAとしました。

続いて、121ページ上段、シート番号5番、基本施策、障がいの状態や有無にかかわらず、全ての子どもたちに個々の実態に応じて連続性のある多様な学びの場を提供するにつきましては、すべての園、学校に合理的配慮協力員が定期的に訪問しており、個別の指導計画、支援計画が適切に作成され、職員、校種間の連携や引継が効果的に実践されておりますことから、総合評価をAとしました。

続いて、127ページ下段、シート番号18、基本施策、『ふるさと「知内」に学び、豊かな

心と未来の担い手としての資質を育むふるさと学習の体系化を図る』につきましては、地域学校協働本部、町、教育委員会、郷土資料館等と連携した教材発掘の推進や、社会教育活動への積極的な参加が実践されておりますことから、総合評価をAとしました。

次に社会教育についてでございます。135ページをお開き下さい。135ページ上段、シート番号32番、高齢者教育、地域みらい大学活動支援ではさまざまな講話や講習等を通して、高齢者同士の交流機会を提供し、生きがいのある生活を支援することができましたことから、総合評価をAとしました。

続いて137ページ上段、シート番号35番、郷土資料館活動の充実と同じく下段シート番号36番、文化財の適切な保存・活用に関しましては、来館者や講座受講者のニーズにあった企画や展示方法、また町民文化祭で特別展示を中央公民館で実施する等、積極的な広報活動に取り組みましたが、魅力の発信等が広く町民に伝わりにくかったことから、総合評価をBとしました。

以上、概要について申し上げます。お手元の報告書をもって令和6年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検、評価の報告とさせていただきます。

今後ともご指導頂きますようお願い申し上げます。

令和7年9月25日提出。知内町教育委員会教育長、堂下則昭。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりました。

報告案件であります。質疑があれば、特に許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第3号は、これで終わります。

-
- 認定第1号 令和6年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 令和6年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 令和6年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
 - 認定第6号 令和6年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第12、認定第1号から、日程第17、認定第6号までの6議案は、いずれも決算認定議案でありますので、一括議題と致します。

本件については、提案者の説明を省略して、議長及び監査委員を除いた議員全員による各会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の規定による検査権を付与し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議長及び監査委員を除く議員全員による各会計決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほど休憩中に令和6年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長から報告致します。

委員長に笠松悦子君、副委員長に山田顕人君が選任されました。

これで報告を終わります。

お諮りします。委員会審査のため、9月29日から9月30日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、9月29日から9月30日まで休会することに決定しました。

● 散会宣言

◎ 議長(谷口康之)

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本日の会議は、これで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

これで散会致します。

(散会 午前10時20分)